

2019年6月4日

購入先各位

パナソニック株式会社
品質・環境本部
グローバル調達社
調達企画センター

EU RoHS 指令 適用除外(6(a)-I, 6(b)-I, 6(b)-II, 6(c)) 該当製品の代替ご検討のお願い

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はパナソニックグループグリーン調達の取組みにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

EU RoHS 指令 (2011/65/EU)における適用除外(6(a):鉛快削鋼、6(b):アルミニウム合金中の鉛、6(c):銅合金中の鉛)の適用除外用途が細分化されました。新たな適用除外期限は最短で 2021 年 5 月 18 日に設定されております。(2018 年 5 月 18 日公布の欧州委員会委任指令 ((EU) 2018/739、(EU) 2018/740 および(EU) 2018/741) による)

これらの細分化された適用除外用途に関しては代替材料の開発も進んでいることから、適用除外期限の再延長が認められない可能性があり、今後、短期間での代替が避けられない状況になりかねないと懸念しております。

弊社と致しましては、『化学物質管理ランク指針 Ver.12』で規定した「パナソニックグループへの納入禁止日」(付属書 2 参照)をもとに、鉛快削鋼、アルミニウム合金中の鉛、銅合金中の鉛について代替の推進を加速して参りたいと考えております。

購入先様におかれましては、ご理解を賜りますとともに、ご対応頂きますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

購入先様へのお願い

鉛快削鋼、アルミニウム合金中の鉛、銅合金中の鉛につきましては、早期に代替材料へのご検討ならびに弊社へのご提案をよろしくお願いいたします。

以上